

第 3 次

広島県廃棄物処理計画

～循環型社会と低炭素社会の一体的実現に向けて～

（平成23年度～27年度）

【 概要版 】

平成23年3月

広島県

第1章 計画の策定

策定の趣旨

広島県では、これまでに循環型社会¹の形成を目指して、第1次廃棄物処理計画及び第2次廃棄物処理計画を策定し、県民・事業者・NPO等の関係団体・行政が協力して廃棄物の減量化や各種の廃棄物対策に取り組んできました。

しかしながら、廃棄物の発生抑制や減量化，リサイクルの推進，廃棄物の適正処理や処理施設の確保及び不法投棄等について、依然として課題が残されています。更に、世界的には、地球規模での人口増加や経済規模の拡大の中で、資源制約の顕在化に加え、人類が大量に排出しているCO₂（二酸化炭素）などの温室効果ガスがもたらす地球温暖化により、水資源や生態系などに悪影響が生じてきています。

これらの課題を解決し、将来世代にも継承することができる持続可能な社会づくりをするためには、資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にする「循環型社会」の実現に向けた取組とともに、地球温暖化問題に対応した「低炭素社会²」の構築に向けた取組を併せて進めることが重要です。

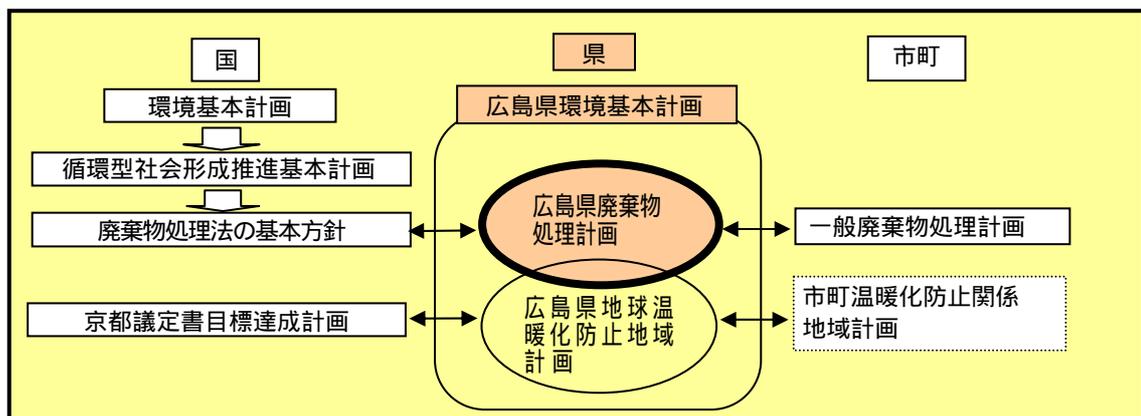
これらを踏まえ、これまでの県民・事業者・NPO等の関係団体・行政の取組、第2次計画の評価、産業廃棄物埋立税の税収を利用した施策の効果や各種リサイクル法の改正の動向などを基に、循環型社会の実現に向けて更なる取組を進めるため、第3次広島県廃棄物処理計画（以下「第3次計画」という。）を策定しました。

1. 循環型社会：大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。
2. 低炭素社会：二酸化炭素等温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる社会のこと。

計画の位置付け

廃棄物処理法第5条の5に基づく法定計画です。

広島県環境基本計画に掲げた循環型社会の実現を図るための、廃棄物対策の基本となる計画です。



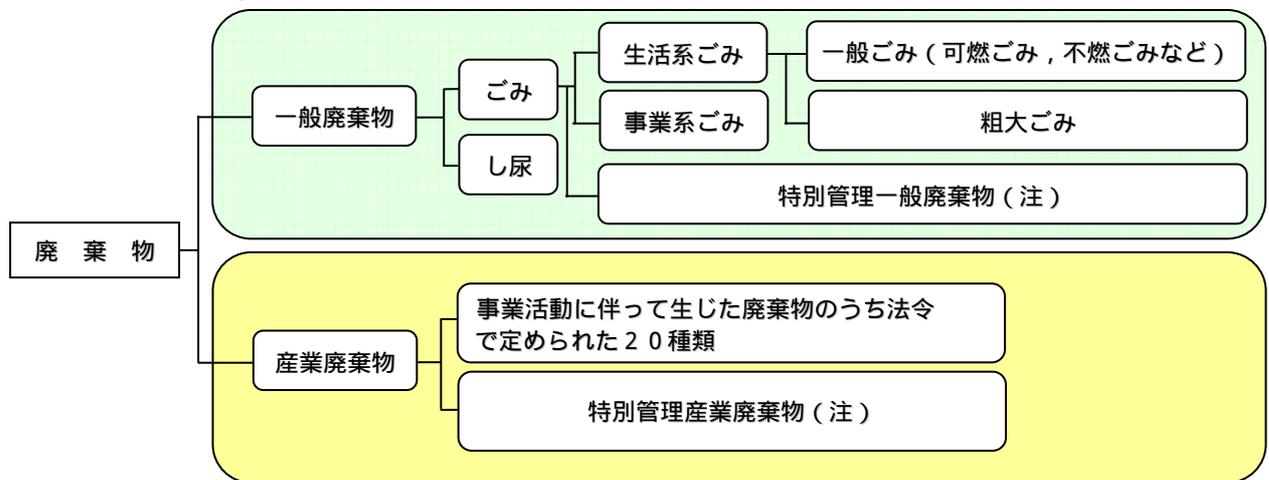
目指すべき循環型社会の姿

大量生産，大量消費，大量廃棄といったこれまでの社会経済システムや一人ひとりのライフスタイルを見直し，できる限り廃棄物の発生を抑制し，再利用，再生利用及び熱回収等を進めた上で，残った廃棄物については，環境負荷の低減に配慮して適正に処理していく「循環型社会」の実現を目指します。

また，この循環型社会の実現を目指す取組は，低炭素社会との一体的実現も視野に入れた取組とします。

計画の対象

この計画は，廃棄物処理法第2条に規定する廃棄物を対象とします。



(注)一般廃棄物又は産業廃棄物のうち，爆発性(揮発油類，灯油類等)，毒性(廃PCB，廃石綿等)，感染性その他，人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

計画の期間

この計画の期間は，平成23年度から平成27年度までの5年間とし，平成27年度を目標年度とします。

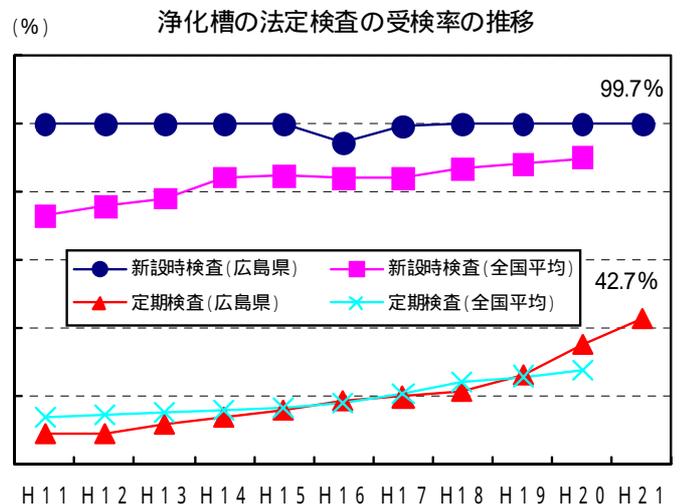
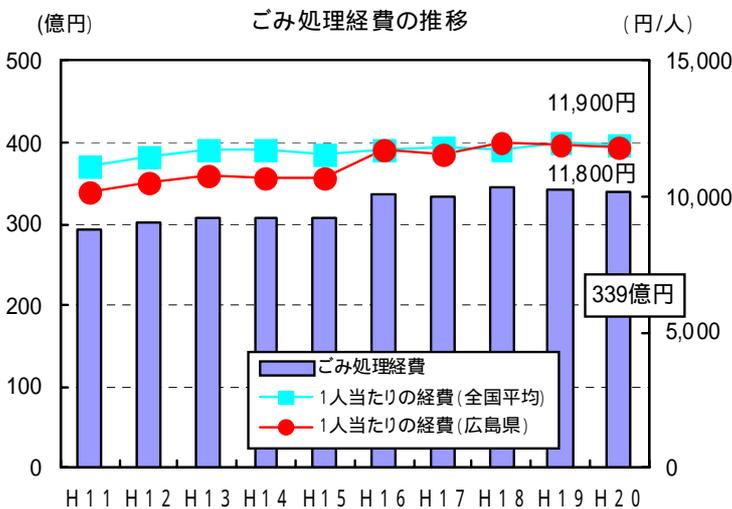
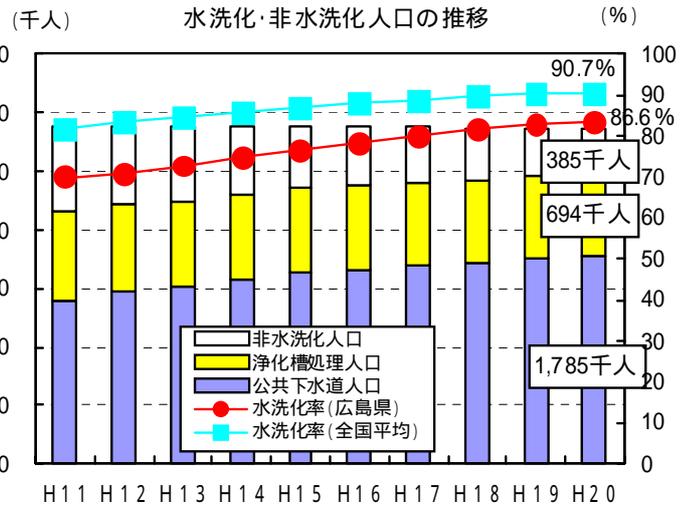
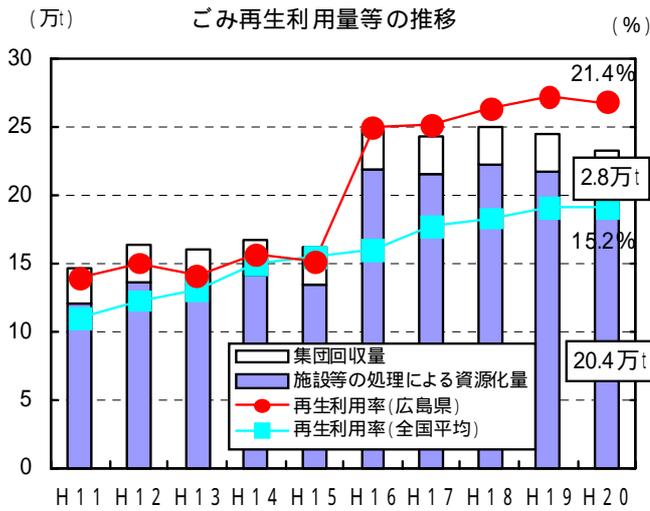
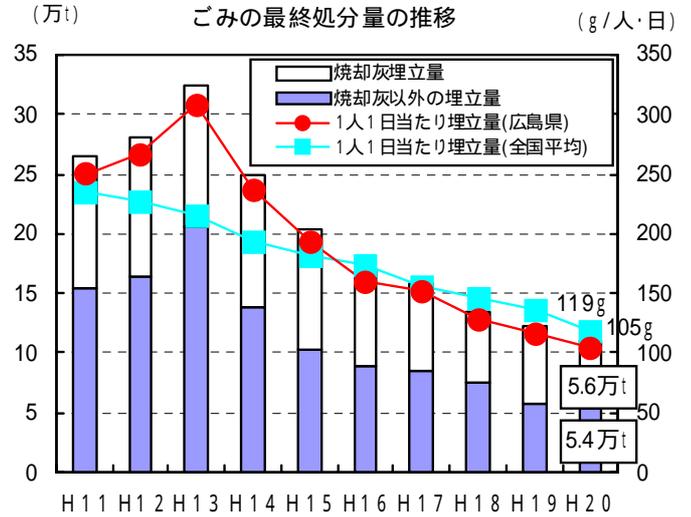
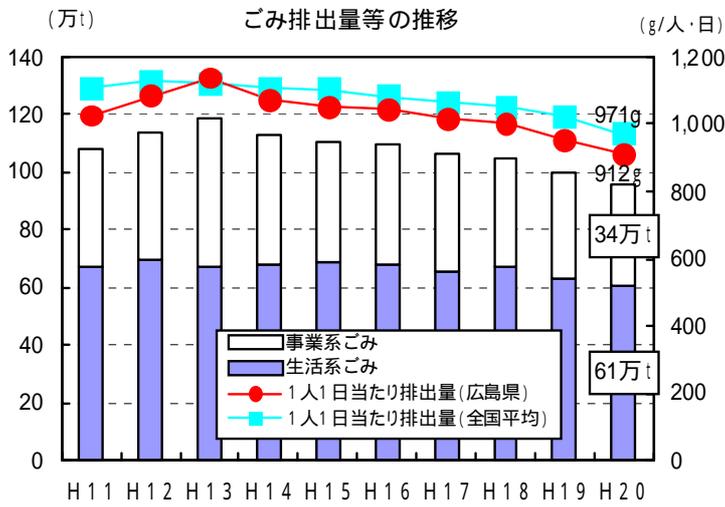
廃棄物処理計画と市町計画との関係

市町は，廃棄物処理法により，区域内の一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動を促進するとともに，一般廃棄物を適正に処理するために必要な措置を講じる責務を負っています。このため，市町は，一般廃棄物処理の基本となる一般廃棄物処理計画や，容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)に基づく分別収集計画を策定し，一般廃棄物の処理やリサイクルなどに取り組むこととされています。

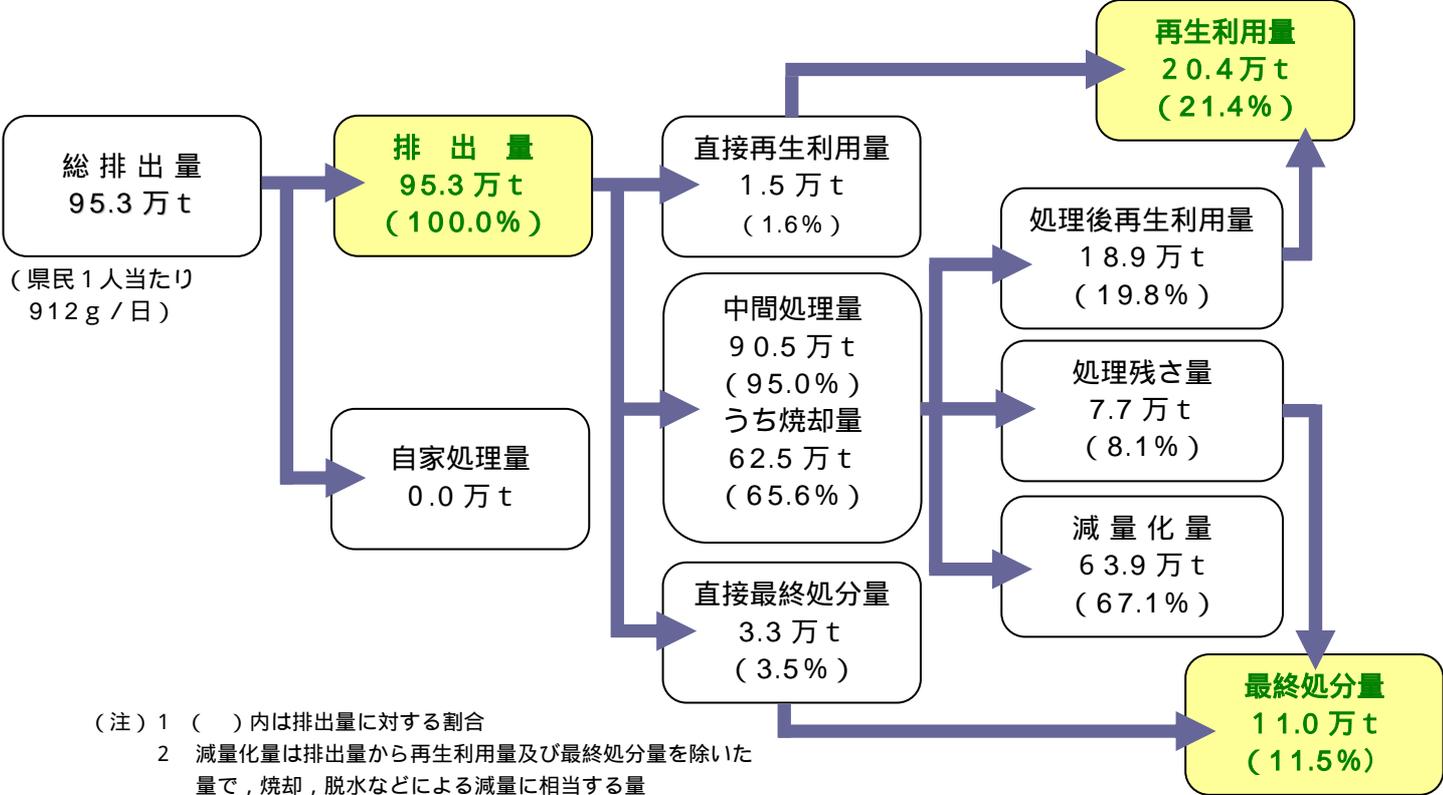
この廃棄物処理計画は，市町がこうした取組を計画的・効果的に進めていくための基本的な方向を示すものです。

第2章 廃棄物処理の現状

一般廃棄物



一般廃棄物（ごみ）の処理の流れ（平成20年度）



一般廃棄物処理に関する近年の傾向

ごみの排出量及び最終処分量は、平成14年度以降減少傾向にあります。

ごみの再生利用量は、容器包装廃棄物のリサイクル、焼却灰の有効利用等に加えて、平成16年度にごみ燃料化施設が本格的に稼動したことに伴い、RDFの再生利用量が大幅に増加しています。

ごみ処理経費は、ごみ処理量が減少する一方で、ごみ処理方式の高度化や分別収集区分の細分化などに伴う収集・中間処理費及び委託費の増加により、平成16年度以降はほぼ横ばい傾向にあります。

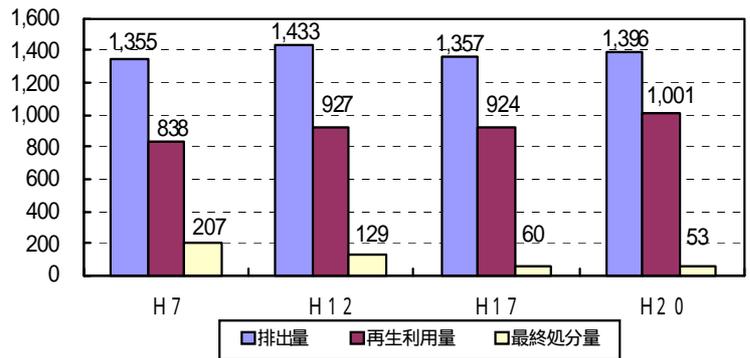
水洗化率は、公共下水道及び浄化槽の整備に伴い、年々上昇していますが、全国平均に比べると依然として低い状況にあります。

浄化槽の法定検査の受検率は、新設時検査については、ほぼ100%ですが、定期検査については、42.7%という水準にあります。

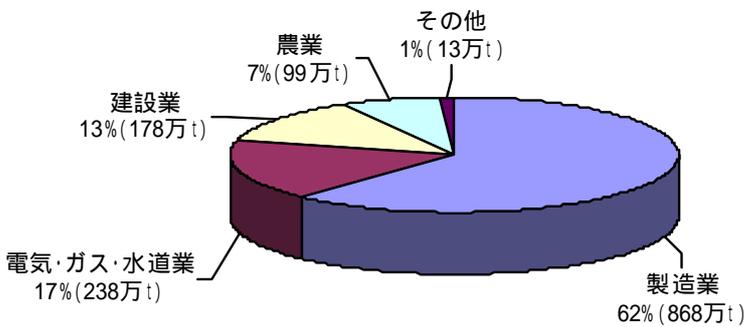
RDF（ごみ固形燃料）：ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉砕して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成型加工した固形燃料のこと。

産業廃棄物

産業廃棄物の排出量等の推移 (万トン)



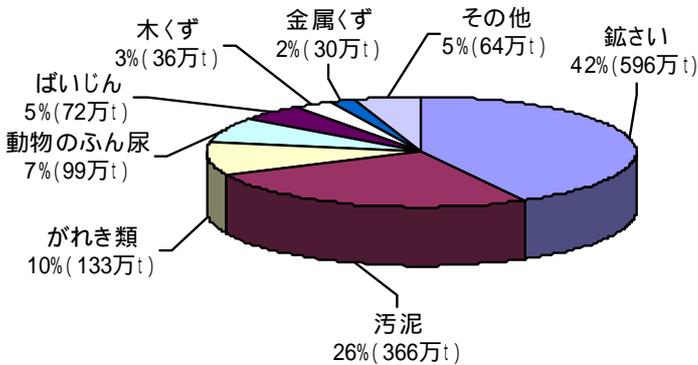
業種別排出量 (平成20年度)



【業種別排出量の特徴】

1位 製造業.....62% (868万トン)
 2位 電気・ガス・水道業...17% (238万トン)
 3位 建設業.....13% (178万トン)
 上位3業種で排出量全体の92%を占めている。

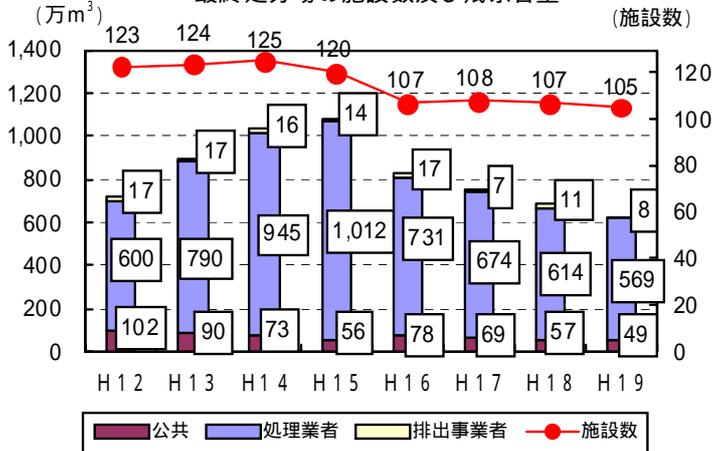
種類別排出量 (平成20年度)



【種類別排出量の特徴】

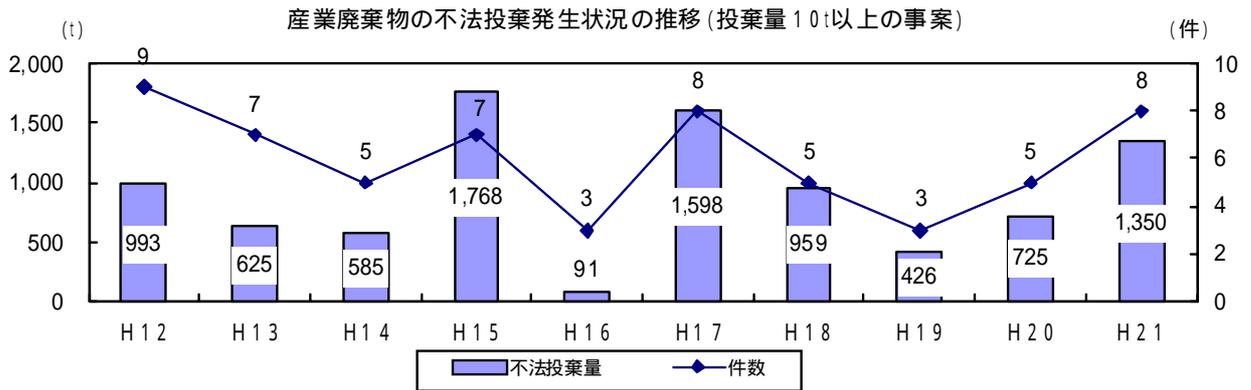
1位 鋳さい.....42% (596万トン)
 2位 汚泥.....26% (366万トン)
 3位 がれき類.....10% (133万トン)
 4位 動物のふん尿.....7% (99万トン)
 上位4種類で排出量全体の85%を占めている。

最終処分場の施設数及び残余容量 (施設数)

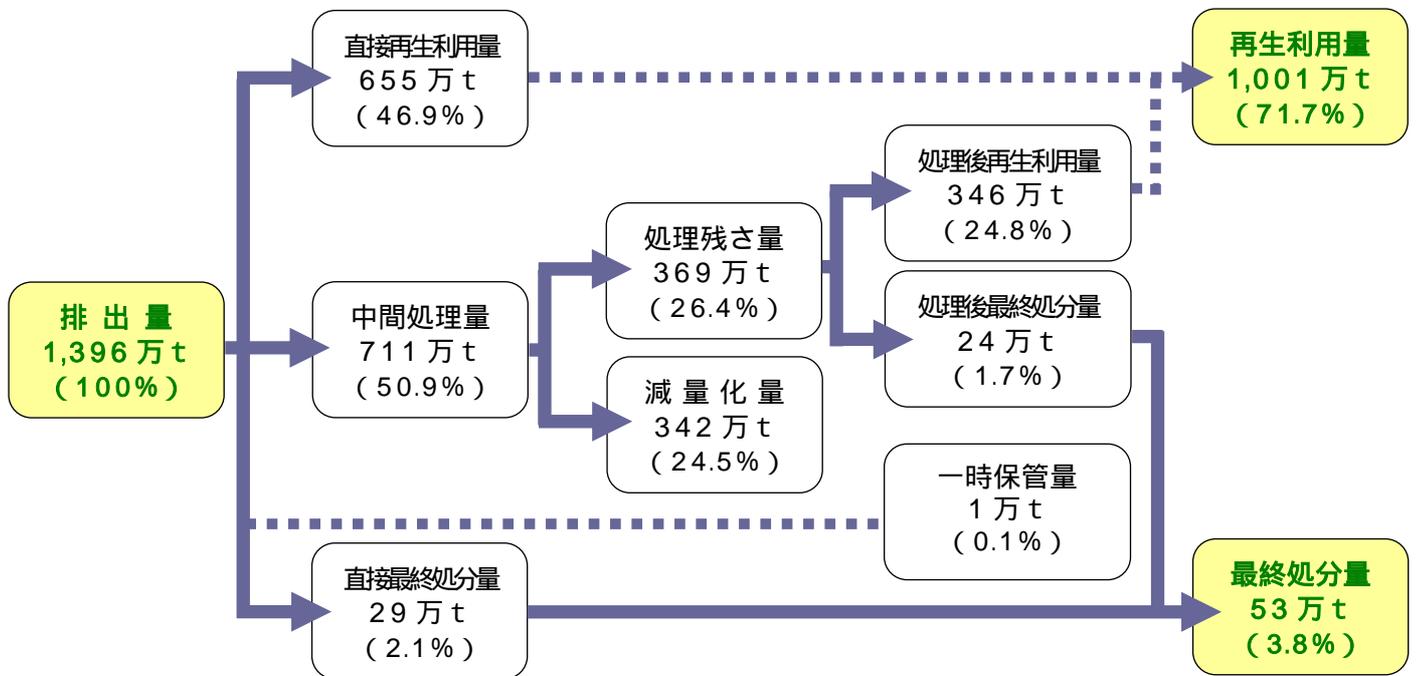


最終処分場の設置等状況 (平成19年度末現在)

設置主体	施設数				残余容量 (万m³)				残余年数
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計	
安定型処分場	5	67	1	73	3	365	12	380	6.5
管理型処分場	7	23	2	32	5	204	37	246	8.1
計	12	90	3	105	8	569	49	626	7.0



産業廃棄物の処理の流れ (平成20年度)



(注) ()内は排出量に対する割合

産業廃棄物処理に関する近年の傾向

廃棄物は、概ね1,400万t前後で推移しています。

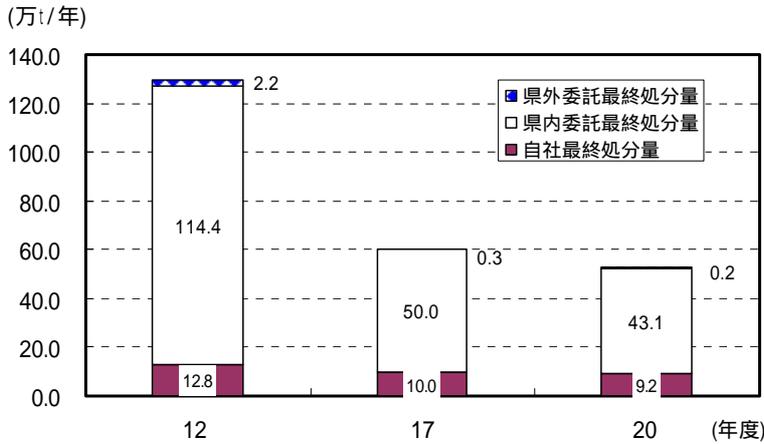
再生利用量は、徐々に増加し、平成20年度には1,001万tに達しました。

最終処分量は、大きく減少していますが、最終処分場の新規立地が極めて困難となっているため、残余容量が逼迫(残余年数7.0年)しています。

不法投棄量は、ここ10年間、年間10件未満ですが、毎年発生しており、投棄量が1,000tを超える年度もあります。

産業廃棄物埋立税の導入効果

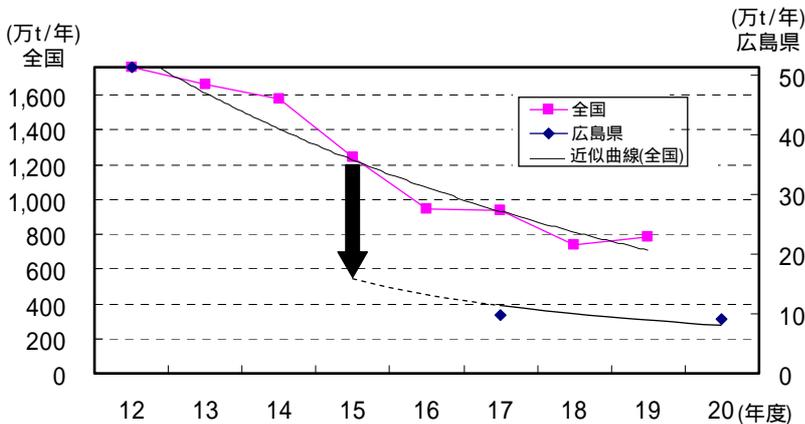
1 県内処分場における最終処分量の推移



【検証1】

県内の最終処分場で処分された最終処分量の推移を見ると、平成15年度の税導入により県内処分場への搬入抑制が図られ、最終処分量は税導入前の概ね半分となったことがわかります。

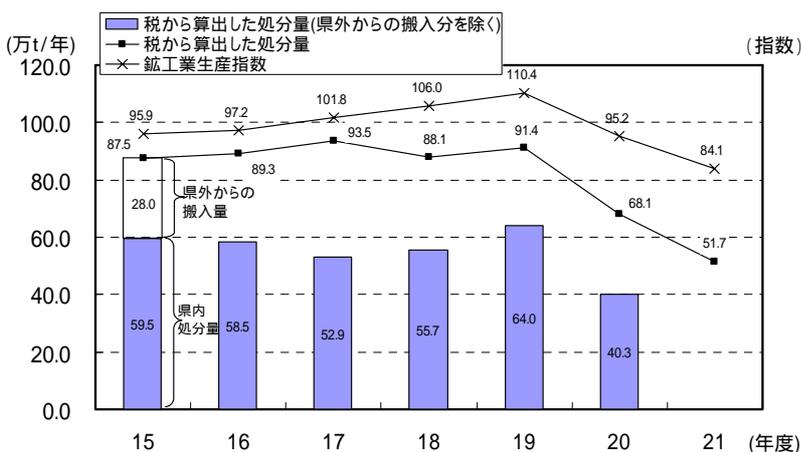
2 全国との比較



【検証2】

全国的に一番排出量が多い汚泥の埋立処分量について、全国の最終処分量は着実に減少していますが、広島県では税導入以降急激に減少しており、税導入の影響を受けていると考えられます。(汚泥は全業種から排出されるため、各種リサイクル法施行などの影響を排除しやすい種類)

3 産業廃棄物埋立税から見た処分量と生産活動との比較



【検証3】

税導入された平成15年度以降、県内の処分場に最終処分された量は、ほぼ一定で推移しています。これは、徴税効果により、平成15年度以降排出抑制効果が継続しているものの、平成16年度以降の新たな抑制効果は減少しているためと考えられます。

【まとめ】

総合的に判断して、平成17年度以降、急激に最終処分量が減少しているのは、税導入による効果が高いためと判断されます。時間の経過とともに、最終処分量の減少幅が小さくなってきていますが、徴税効果は継続しており、今後も税など、排出抑制に繋がるなんらかの経済的インセンティブが必要と考えられます。

第4章 廃棄物処理の課題

施策体系		主な課題
循環型社会の実現	リサイクルの推進	リサイクル技術の研究開発やリサイクル施設の整備の推進，付加価値の高いリサイクル製品の生産やリサイクルシステムの構築の支援 家庭向けリサイクル製品の開発と販路や利用用途の拡大 レアメタルの回収等新たな分野におけるリサイクルの必要性 熱回収や廃棄物系バイオマスの利活用の推進 循環型社会ビジネスの振興につながるリサイクル製品の開発に向けた人材育成 資源循環型産業の拠点となるリサイクル産業団地の立地の推進
	意識向上	県民や事業者が3Rに対する理解を深め，自主的な活動に取り組む意欲を高めるための意識啓発や環境学習の積極的な推進
	市町	市町における「環境基本計画」等の策定及びこれに基づく計画的な推進
	県	県の率先した取組として，公共事業における廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進
一般廃棄物	発生抑制	県民・事業者・関係団体・行政が一体となった3Rの一層の推進 一般廃棄物処理システム（分別収集・リサイクル・エネルギー回収・最終処分等）の見直しや処理コストの低減につながる市町の取組を支援
	適正処理対策	社会環境の変化（高齢社会到来，アナログ放送終了等）に対応した処理体制の構築 アスベスト廃棄物等有害な廃棄物の適正処理の確保 海ごみの発生抑制，処理体制の構築
	処理施設確保	市町のごみ処理施設の計画的な整備の推進 市町村合併を踏まえた効率的・広域的な施設整備の推進 ごみのリサイクル及びエネルギー回収・利用に配慮した施設整備の推進 最終処分場跡地における適切な利用の確保
	災害廃棄物	周辺市町と相互に協力した災害廃棄物処理体制の構築
	生活排水	地域の実情に応じた公共下水道，農業・漁業集落排水，浄化槽の計画的な整備 浄化槽の適正な維持管理や法定検査の受検の促進
産業廃棄物	発生抑制	排出事業者における循環的利用（発生抑制，再使用，再生利用，熱回収等の順）の推進や温室効果ガス削減に対する意識の醸成 全国水準に達していない廃棄物の再生利用率の向上やセメント原料化に代わるリサイクルへの転換等の推進
	適正処理対策	排出事業者に対して，「排出事業者責任」を徹底するための啓発，指導の実施 排出事業者等への立入検査の強化及び悪質業者に対する厳格な対応 優良処理業者の育成の推進 アスベスト廃棄物等有害な廃棄物の適正処理の徹底 県外搬入廃棄物の処理状況の監視
	処理施設確保	最終処分場，焼却施設等の設置・管理に関する厳正な審査等の実施 民間処分場を補完する公共関与処分場の計画的な整備 処理施設の設置に関し，関係者間の合意形成を図る必要性 アスベスト廃棄物の適正処理施設の確保 地球温暖化防止対策のための焼却施設における熱回収の推進
不法投棄防止対策	不法投棄させない社会の醸成及び原因者に対する処分・処罰などの厳正な対応の徹底 市町の不法投棄防止対策への助成の継続や市町併任職員による監視等，県と市町が一体となった不法投棄防止対策の実施	

第5章 減量化目標の設定

一般廃棄物（ごみ）

排出量の削減は、1人1日70g減らすことで達成できます。
ペットボトル350ml（空）3本分が70g相当になります。

減量化目標（平成27年度）

【排出量】

平成20年度に対して10%削減します。

1人当たりの排出量は842g/日となります。
平成20年度は、912g/日

【再生利用量】

排出量に占める割合を24.4%にします。

【最終処分量】

平成20年度に対して14%削減し、排出量に占める割合を11.1%にします。

減量化目標の設定の考え方

排出量

平成20年度に対し、人口減等により8%、施策展開により2%削減とし、合計10%の削減としました。

再生利用量

第2次計画と同じ再生利用率を目標としました。

最終処分量

排出量削減により10%、施策展開により4%削減し、合計14%の削減とし、排出量に占める割合を11.1%としました。

単位：万トン

区分	現 状 【平成20年度実績】		将来推計 【平成27年度推計】		計画目標 【平成27年度】	
		割合		割合		割合
排出量	95.3		87.3		85.8	
再生利用量	20.4	21.4%	19.7	22.6%	20.9	24.4%
最終処分量	11.0	11.5%	10.1	11.6%	9.5	11.1%

産業廃棄物

産業廃棄物埋立税の有効活用により、減量化計画を推進します。

減量化目標（平成27年度）

【排出量】

平成27年度推計に対して、1%削減します。

【再生利用量】

排出量に占める割合を72%にします。

【最終処分量】

排出量に占める割合を3.3%にします。

減量化目標の設定の考え方

排出量

多量排出事業者の排出量の減量化計画の策定指導等により将来推計から1%削減としました。

再生利用量

再生利用が全国水準に達していない廃棄物について、再生利用の向上を図ることとし、再生利用率を72%としました。

最終処分量

排出量の排出抑制による減少や再生利用量の増加を見込み、最終処分量を3.3%に設定しました。

単位：万トン

区分	現 状 【平成20年度実績】		将来推計 【平成27年度推計】		計画目標 【平成27年度】	
		割合		割合		割合
排出量	1,396		1,517		1,502	
再生利用量	1,001	71.7%	1,087	71.7%	1,081	72.0%
最終処分量	53	3.8%	54	3.6%	50	3.3%

第6章 施策の展開

施策の視点

廃棄物に関する諸課題を解決し、将来世代にも継承することができる持続可能な社会づくりをするためには、資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にする「循環型社会」の実現に向けた更なる取組とともに、地球温暖化問題に対応した「低炭素社会」の構築に向けた取組を併せて進めることが重要です。

そこで、次の視点から、県民・事業者・関係団体・行政など全ての主体が適切な役割分担のもと、低炭素社会との一体的実現に向けた更なる施策を展開します。

視 点

- 1 循環型社会の実現に向けた更なる3Rの推進～低炭素社会との一体的実現にも配慮
 - ・コベネフィット型技術の研究開発・施設整備，焼却施設における熱回収導入促進
 - ・レアメタルの回収 など

コベネフィット型技術：廃棄物対策と地球温暖化対策を同時に進めることができる技術

- 2 廃棄物処理に対する県民の信頼の確保
排出事業者責任の徹底，不法投棄対策の強化，適正処理の推進（処分場の確保等） など

- 3 新たな課題への対応
 - ・社会環境の変化（高齢社会到来，アナログ放送終了等）への対応
 - ・有害廃棄物（アスベスト，PCB）処理施設の確保 など

施策の体系

施策の方向		施策の区分	循環型社会の実現・一般廃棄物・産業廃棄物に関する施策
資源循環を基本とした社会づくり	廃棄物の発生抑制及び減量化	一般廃棄物	生活系ごみの減量化等の推進 事業系ごみの減量化等の推進 分別排出の徹底 ごみ処理の有料化の導入 市町の一般廃棄物処理コスト分析等の推進 容器包装リサイクル法の適正な運用
		産業廃棄物	排出抑制等の啓発・支援, リサイクル製品活用の積極的な広報〔拡充強化〕 多量排出事業者における減量化計画の策定指導〔拡充強化〕 建設廃棄物のリサイクルの推進〔拡充強化〕 廃プラスチック・木くずの燃料化による有効利用の推進 産業廃棄物埋立税制度の活用
	リサイクルの推進	循環型社会の実現	リサイクル技術研究開発・施設整備の推進〔拡充強化〕 リサイクル製品の使用促進〔拡充強化〕 リサイクル産業創出に係る人材育成〔新規〕 レアメタルの回収の推進〔新規〕 エネルギー・熱回収等の推進 各種リサイクル法の推進 農業系廃棄物・下水汚泥のリサイクルの推進
	リサイクル産業の集積・育成	循環型社会の実現	びんごエコタウンモデル地区の形成促進 福山リサイクル発電事業の推進
	廃棄物の適正処理対策の推進	一般廃棄物	社会環境の変化に対応した処理体制の構築〔新規〕 適正処理の推進〔拡充強化〕 海ごみ対策のあり方を検討
		産業廃棄物	排出事業者責任の遵守の徹底〔拡充強化〕 監視指導の強化〔拡充強化〕 マニフェスト制度による適正処理の推進〔拡充強化〕 有害産業廃棄物の適正処理の推進〔拡充強化〕 優良な産業廃棄物処理業者の育成〔拡充強化〕 産業廃棄物の広域移動の監視の強化
	廃棄物の処理施設の確保・維持管理等	一般廃棄物	市町の処理施設等の計画的整備の推進〔拡充強化〕 効率的な施設整備・広域的な取組の推進〔拡充強化〕 ごみのリサイクル及び資源回収・利用に配慮した施設整備の推進 ダイオキシン類対策の徹底 事故防止対策の推進 最終処分場跡地利用の検討支援
		産業廃棄物	処理施設の設置・運営に係る厳正な審査・指導〔拡充強化〕 公共関与による処理事業の推進 地域住民との合意形成の推進 埋立終了した最終処分場・跡地の安全対策の推進 無害化処理施設・回収に配慮した施設整備の推進〔拡充強化〕
	災害廃棄物対策の推進	一般廃棄物	市町の処理体制の整備 広域的な相互協力体制の整備
	生活排水対策（し尿等）の推進	一般廃棄物	下水道等の整備の推進 浄化槽の整備の推進 浄化槽の適正な管理の推進
不法投棄防止対策の推進	一般廃棄物 産業廃棄物	不法投棄監視体制の強化 不法投棄情報の収集〔拡充強化〕 地区不法投棄等防止連絡協議会の活動強化 市町と県の連携〔拡充強化〕 市町の不法投棄防止対策に対する支援〔拡充強化〕	
環境意識の向上及び自主的行動の推進	循環型社会の実現	環境学習・環境教育の推進 環境情報の提供 各主体の取組支援・連携強化	
市町による環境基本計画等の策定の促進	循環型社会の実現	市町による環境基本計画等の策定の促進	
県の率先した取組	循環型社会の実現	公共事業における廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進 グリーン購入の推進	

網掛けは新規又は拡充強化の施策

第7章 計画の推進

各主体の役割

各主体が責任と役割を認識し、相互に連携を図る必要があります。

県民の役割

日々の一人ひとりの行動が重要であることを認識し、次のような取組を進める必要があります。

ごみをできるだけ少なくするライフスタイルの実践
再生品やリサイクルしやすい製品の優先的な購入・使用
ごみの分別や回収ルールへの遵守などリサイクルシステムへの協力
地域清掃など環境保全活動や環境学習等への積極的な参加

排出事業者の役割

廃棄物の適正処理義務や拡大生産者責任を有することを認識し、次のような取組を実践する必要があります。

拡大生産者責任：生産者が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方

廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減に配慮した事業活動の実施
長寿命製品、詰替え型製品、リサイクルしやすい製品等の製造・販売
製造・販売した製品の回収や再利用の推進
再生資源の積極的な活用、廃棄物の減量化や再生利用の促進
廃棄物の適正処理と法令遵守の徹底
業界等による環境保全活動の推進

廃棄物処理業者の役割

排出事業者から委託を受けた廃棄物を適正に処理する責務があることを認識し、次のような取組を実践する必要があります。

廃棄物の適正処理と法令遵守の徹底
情報公開の推進による信頼性の確保
処理施設の安定的確保と適正管理の徹底
廃棄物の減量化や再生利用の促進
処理業者団体の組織体制の強化

関係団体の役割

各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を認識し、次のような取組を進める必要があります。

環境保全活動の推進
環境教育・環境学習の推進
環境コミュニティ・ビジネスの推進

市町の役割

区域内の一般廃棄物の減量化に向けた住民の自主的活動の促進を図るとともに、適正処理に必要な措置を講じる責務があることから、次のような取組を進めていく必要があります。

住民への情報提供、普及啓発
住民のごみ減量化等の取組の支援
一般廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進
一般廃棄物の適正処理の推進
他市町と連携した処理の推進
一般廃棄物処理施設の確保・維持管理の推進
グリーン購入の推進 など

県の役割

計画的かつ総合的な施策の実施や、県民、排出事業者、廃棄物処理業者、関係団体及び市町と連携して、P12にある取組を進めていきます。

1人1日当たり70gのごみを減らすには

一般廃棄物（ごみ）の減量化目標は、1人1日当たりに換算すると70gになります。
具体的に、私たちの行動で減量化される量がどのくらいになるか、身近な例を挙げてみました。

マイバッグ、マイボトル・
マイカップを使う

レジ袋2枚 10gの減量
紙コップ2個 10gの減量



過剰包装を断る

包装紙 20gの減量



生ごみの水切りをきちんと
とする

10%の水分量が削減



詰め替え容器を使う

洗剤ボトル 差引き 50gの減量



個別包装されていないもの
を買う

食品トレイ2枚 10gの減量



紙パックはスーパーの店
頭回収などを利用する

紙パック1枚(1ℓ) 20gの減量



広島県登録リサイクル製品の登録・利用

県では、広島県内で製造されるリサイクル製品を登録、登録製品の情報を広く情報提供し、県内産リサイクル製品の利用促進を行っています。（平成23年1月現在 474製品登録）

詳しくは、県の環境情報サイト（[ecoひろしま](http://eco.hiroshima.jp)）を御参照ください。

URL アドレス：<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/>



広島県登録リサイクル製品
（広島県登録リサイクル製品に使用されるマーク）



ひろしま地球環境フォーラムのごみ減量・リサイクル推進マスコット「まったん」

毎月第1土曜日は「ひろしま環境の日」

「ひろしま環境の日」は、みんながエコ生活を実践する日です。一緒になって取り組みましょう!

第3次広島県廃棄物処理計画【概要版】(平成23年度～27年度)

平成23年3月

【発行・編集】

広島県 環境県民局 循環型社会課

〒730-8511 広島市中区基町10-52

電話番号 082-513-2951 (ダイヤルイン)

E-mail kanjunksan@pref.hiroshima.lg.jp

ホームページ(ecoひろしま): <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/>

《広島県廃棄物処理計画の詳細ページ》

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/i/i7/syorikeikaku3/index.html>